

共用型介護予防認知症対応型通所介護・共用型認知症対応型通所介護

グループホームせせらぎ 通所介護

重要事項説明書

令和6年7月1日現在

1. 事業主体概要

事業所名	グループホームせせらぎ 通所介護
法人名	社会福祉法人甲南会
法人開設者名	理事長 森田 則久
法人の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 855 番地 Tel 0748-86-1020 Fax 0748-86-8086
他の介護保険関連の事業	特別養護老人ホームせせらぎ苑、短期入所生活介護 せせらぎ苑デイサービスセンター ケアハウスせせらぎ苑 せせらぎ苑居宅介護支援センター せせらぎ苑訪問介護サービス

2. ホームの概要

ホーム名	グループホームせせらぎ
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話及び支援並びに日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	本事業所において提供する介護予防共用型認知症対応型通所介護・共用型認知症対応型生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の人格を尊重し、利用者が穏やかに安心して生活が送れるように援助する。</li> <li>・利用者の言葉にならない「思い」を受け止めてその方のニーズに応えたサービスを提供する。</li> <li>・利用者を中心においた個別の介護計画を作成し一人一人の意思が反映される生活を送れるようにサービスを提供する。</li> <li>・利用者及びその家族に対しサービスの内容及び提供方法について説明をする。</li> <li>・地域との関わりを大切にし地域住民と共に認知症高齢者が安心して地域での生活ができるように努める。</li> <li>・常に提供したサービスの質の管理と評価を行う。</li> </ul>
ホームの代表者名	尾崎美登里
ホームの管理者	岩瀬秀郎

事業指定（許可）年月日	平成 29 年 5 月 1 日（認知症対応型共同生活介護 平成 20 年 1 月 1 日指定）
保険事業者指定番号	事業所番号 2591400029
所在地，電話・FAX 番号	滋賀県甲賀市甲南町葛木 869 番地 2 TEL 0748-86-0033 FAX 0748-86-0043
交通の便	JR 草津線甲南駅より車 5 分
共用施設の概要	台所、食堂、居間、浴室、脱衣室、洗濯室、トイレ、ふれあい広場（会議室）中庭、畑、花壇
損害賠償責任保険加入先	株式会社あいおいニッセイ同和損保

### 3. 職員体制（令和 6 年 7 月）

職員の職種	員 数
ホーム長（管理者）	1 名
計画作成担当者	1 名
介護従事者	20 名以上

### 4. 勤務体制（認知症対応型共同生活介護事業含む）

昼間の体制 (6 時から 21 時)	8 名 B 勤 (7:00~16:00) J 勤 (8:00~17:00) E 勤 (8:30~17:30) F 勤 (9:45~18:45) H 勤 (10:30~19:30) にて勤務
夜間の体制 (21 時~翌 6 時)	1 名 夜勤 (17:00~翌日 10:00) 1 名 R 勤 (13:00~22:00) 深夜勤 (22:00~翌朝 7:00)

### 5. 提供するサービスの概要

種 類	概 要
サービス提供時間	基本時間 9:00~17:00 延長利用の場合 8:30~18:30 までの間で相談に応じます。
食事の介助	・ 食事の調理、盛りつけ、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ利用者と職員が共同で行います。 ・ 食事時間 昼食 12:00~13:00
排泄の介助	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ おむつを使用されている利用者については適宜交換を行うとともに、適宜トイレへの誘導を行います。
入浴の介助	・ 利用者本人の希望及びケアプランにて入浴の有無を決めることができます。

健康管理	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
喫煙	・敷地内禁煙のため喫煙はできません。
相談および援助	・利用者およびそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
外部評価の実施状況	・令和6年1月11日

## 6. 利用料等

### (1) 保険給付の自己負担額

要支援及び要介護度別に応じて、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に表記された割合により定められた金額（厚生省令による）が自己負担となります。

※  部分は介護保険制度により定められた割合（1単位 10.33円）にて計算しております

		金額（円）（1日につき）					
		7～8時間のサービス提供			8～9時間のサービス提供		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防共用型 認知症対応型通 所介護費・共用型 認知症対応型生 活介護費	要支援1	500	1,000	1,500	517	1,033	1,550
	要支援2	530	1,060	1,590	547	1,093	1,640
	要介護1	541	1,081	1,621	558	1,116	1,674
	要介護2	560	1,120	1,680	578	1,155	1,733
	要介護3	579	1,157	1,736	597	1,194	1,791
	要介護4	597	1,194	1,791	617	1,234	1,851
	要介護5	618	1,236	1,854	639	1,277	1,915
総サービス提供時間					9時間を超えてサービス提供を行った場合加算いたします。		
9時間以上10時間未満		52	104	155			
10時間以上11時間未満		104	207	310			
入浴介助加算		42	83	124	入浴サービスを利用された場合に 加算いたします。		
※若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみの算定になります。)		62	124	186	利用される若年性認知症利用者ご とに個別に担当者を定めそのもの を中心に利用者の特性やニーズに 応じたサービス提供を行ないます		
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		7	13	19	サービスを提供する職員の経験、 資格の状況に応じて算定いたしま す		
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		総単位数に17.4%乗じた額			介護職員等の処遇改善を目的とし て加算		
食費（昼食+おやつ）		650			介護保険適用外費用		
オムツ代		実費相当分			基本的にはご持参いただいたオムツを使用し ますが、不足の場合などは施設のものを使用 します		

## 7. 利用料金の支払方法

料金の支払時期	ご利用月の翌月 25 日まで（月額料金）
支払方法	<p>1. 指定口座への振込  振込先 甲賀農業協同組合（JAこうか）甲南支所 普通預金  口座番号 0025769  口座名義人 社会福祉法人甲南会 グループホームせせらぎ  理事長 森田 則久</p> <p>2. 自動引落 毎月 27 日（休日の場合翌営業日）の引き落とし後に領収書を送付いたします。  ※なお、自動引落について JA 口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。</p>
※ 利用料金については、ご利用月の翌月 15 日頃に請求書を郵送又は来所時等にお渡し致します。	

## 8. ご利用にあたり

介護予防共用型認知症対応型通所介護・共用型認知症対応型生活介護の対象者は、要支援及び要介護者であって認知症の状態（医師の診断が必要）にあり、かつ、次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の恐れがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと、及び医療行為が必要ないこと。
- (4) 利用後に利用者の状態が悪化して前項に該当しなくなった場合は、利用を終了することがあります。
- (5) サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上滞納された場合、利用を終了することがあります。
- (6) 利用者が家族等による利用契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を努めます。
- (7) 利用終了に際しては、利用者及び家族の意向をふまえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うように努めます。

## 9. 非常、災害対策

非常、災害対策として、消防計画を策定し、年 2 回訓練（うち 1 回は夜間想定）を実施します。  
防犯防災設備・避難設備としてホームスプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報設備、消火器、非常用照明設備、誘導灯等を設置しております。

## 10. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	医療法人仁生会甲南病院	診療科目	内科・外科・整形外科
協力歯科医療機関	竹村歯科医院	診療科目	歯科

## 11. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口	グループホームせせらぎ 電話 0748-86-0033 FAX 0748-86-0043 苦情受付担当者 岩瀬秀郎 苦情解決責任者 せせらぎ苑苑長 尾崎美登里
------	---

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

甲賀市健康福祉部 長寿福祉課	滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 電話 0748-69-2165
滋賀県国民健康保険団体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 077-522-2601
滋賀県運営適正化委員会(あんしん・なっとく委員会)	滋賀県草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 電話 077-567-4107
社会福祉法人甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 電話0748-86-4813 松本佐知子 電話0748-86-3536 伊藤 隆一 電話0748-86-1480

### 附則

- この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年11月19日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月20日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- この規程は、令和6年7月1日から施行する。